

記入例（一挙防音工事を希望する場合）

① 令和〇〇年〇〇月〇〇日

住宅防音工事希望届

②

- 防音工事（一挙防音工事 追加防音工事 防音区画改善工事 外郭防音工事）  
 空気調和機器機能復旧工事  
 防音建具機能復旧工事 を希望します。

|                    |  |  |
|--------------------|--|--|
| 工事希望者の氏名<br>(フリガナ) | ( <b>ボウエイ タロウ</b> )<br><b>防衛 太郎</b> <small>防衛</small>  | 工事希望者が借家人の場合には、住宅に係る所有権を有する者の住宅防音工事に係る承諾が必要になりますが、承諾は得られていますか。<br>(はい・いいえ) |
| 工事希望者の住所<br>③      | 〒 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇<br>〇〇市〇〇町〇-〇-〇<br>〔工事希望者の住所と住宅防音工事を希望する住宅の所在地が異なる場合は、その住宅の所在地を記入してください。〕<br>〒 ▲▲▲▲-▲▲▲▲▲▲▲▲<br>□□市□□町□-□-□ ▲▲アパート(〇戸分) |  |
| 連絡先                | TEL <b>1 1 1 ( 2 2 2 ) 3 3 3 3</b>   |  |
| 建築年月日<br>④         | <b>昭和 5 9 年 4 月</b><br>(住宅を建て替えている場合は、建て替える前の住宅の建築年月日も記入)<br><b>昭和 3 5 年 9 月</b>   |  |

⑤

※以下の方がお住まいの住宅で、工事を優先的にを行うことを希望する場合は該当箇所を○で囲んでください。

**高齢者** 乳幼児、 障害者

**問い合わせ先及び送付先**  
 住宅防音工事希望届は下記宛先まで提出またはお送りください。  
 〒 9 0 4 - 0 2 9 5  
 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 2 9 0 番地 9  
 沖縄防衛局 企画部 住宅防音課  
 TEL : 0 9 8 - 9 2 1 - 8 1 5 0

住宅防音工事希望届の記入に当たってお読みください

- この住宅防音工事希望届は、住宅防音工事に係る希望者を把握し、希望者に住宅防音事業補助金交付申込書を配布するため、提出していただくものです。
- 防音工事
  - 一挙防音工事
    - 初めて行う住宅防音工事です。
    - 世帯人員+1居室までの居室を対象としています。なお、5居室が限度です。

## 〈記載要領、注意事項〉

### ①について

「住宅防音工事希望届」の提出日を記入して下さい。

### ②について

希望される工事(防音工事、空気調和機器機能復旧工事又は防音建具機能復旧工事)にチェックし、防音工事については、希望する工事内容に○を付けて下さい。

### ③について

○工事希望者の住所を上段に、工事を希望する場所を下段にご記入下さい。  
なお、住所が同一の場合には下段に記入する必要はございません。

#### ○アパート等の所有者が希望される場合

「工事希望者の住所」の欄の下段の( )に「住宅防音工事を実施する住宅の所在地及び建物名」と「希望される戸数、部屋番号」を記入して下さい。

### ④について

住宅防音工事を希望する住宅の「建築年月日」を記入して下さい。

住宅を建て替えられた方は、建て替え前の住宅の「建築年月日」も記入して下さい。

今後住宅の建て替えを予定している方は、建て替え予定の年月日を余白に記入して下さい。

### ⑤について

以下の方がお住まいの住宅について、住宅防音工事を優先的に行うことを希望し、当該事項を記入することについて差し支えがない方は、住宅防音工事希望届の、「高齢者」、「乳幼児」、「障害者」の該当箇所を○で囲んで下さい。

①高齢者(65歳以上の方)

②乳幼児(小学校就学前)

③障害者(公的証明をお持ちの方)

※この記入は、住宅防音工事を優先的に行うことを希望する方を把握するためのものであり、住宅防音事業補助金交付申込書の提出時に併せて、当該事項を証明する書類の提出が必要となります。

※障害者は、身体及び精神障害者等の方が対象となります。詳細については、沖縄防衛局までお問い合わせ下さい。

< 裏面 >

(2) 追加防音工事

- 従前の新規防音工事(※)を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事です。  
※初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象としていたものです。
- 世帯人員+1居室から、新規防音工事を実施した居室を除いた居室までを対象としています。なお、5居室が限度です。
- 一挙防音工事及び追加防音工事を実施した住宅は対象となりません。

(3) 防音区画改善工事

- バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅等を対象に行う住宅防音工事です。
- 世帯人員が4人以下の場合は5居室まで、5人以上の場合は世帯人員+1居室までの居室を対象としています。
- 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

(4) 外郭防音工事

- 住宅全体を対象として行う住宅防音工事です。
- 85WECPNL以上の区域に所在する住宅及び75WECPNL以上85WECPNL未満の区域に所在する初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅が対象となります。
- 85WECPNL以上の区域に所在し、一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

3 空気調和機器機能復旧工事

- 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。

4 防音建具機能復旧工事

- 住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。(現在80WECPNL以上の区域でアルミサッシを対象としています。)

5 住宅防音工事については、国の予算状況等から住宅防音工事希望届の受付に一定の制限を設けています。原則として住宅防音工事希望届の受付順に実施していますが、次のいずれかに該当する住宅は優先的に実施しております。

ア Lden値が66以上(WECPNL値が80以上)の区域に所在する住宅  
イ 高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅  
詳しくは、沖縄防衛局までお問い合わせください。

6 住宅防音工事希望届に記載された個人情報、地方防衛局が作成する住宅防音工事希望者名簿に業務の遂行上必要最小限の範囲内で記載されます。  
なお、御不明な点は、沖縄防衛局へお問い合わせください。

- 住宅防音工事希望届を提出する際は、住宅の建築年月日及び建て替えをされた住宅の場合は建て替え前の建築年月日をそれぞれ登記事項証明書等の公的書類で確認されるようお願いいたします。
- 住宅防音実施後、増築等により防音工事済室を改造されている場合は、その後の住宅防音工事が実施できなくなる場合がありますので、事前に沖縄防衛局までお問い合わせください。
- 記入された内容などについて、当局職員から確認の連絡をさせて頂く場合がございますので、予めご了承下さい。
- 国の予算の都合上、住宅防音工事の実施までに相当の期間を頂く場合もありますので、予めご了承下さい。
- 住宅防音工事希望届は下記宛先まで提出またはお送りください。

〒 9 0 4 - 0 2 9 5

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 2 9 0 番地 9

沖縄防衛局 企画部 住宅防音課